



がんちゃんのIPE通信

IPE (Intellectual Property Education)

岩手大学の知財教育の特色

大学教育総合センター長 玉真之介

現代GPの採択により、岩手大学で本格的な知財教育の取組が開始されてちょうど2年が経過しました。この間、試行錯誤の連続でしたが、ようやく岩手大学の知財教育の特色が少しずつ明確になってきました。

「知的財産入門」：特色の第1は、全学部を対象として初年次から教育が開始されるという点です。全学共通教育において、1年次生を対象とした入門科目である「知的財産入門」が開講されているのは、北海道・東北の大学の中で、岩手大学だけです。この科目に4学部から500人の受講があります。1年次に知財の基礎知識を習得した学生が専門に進んで、その知識を卒業研究などに活用してくれることが期待されます。

今年度からは、やはり1年生向けの情報基礎科目に著作権の教育を取り込む試みもなされました。これも情報化社会における必須のリテラシーとして、さらに工夫して全学共通化を図っていく必要があります。

地域に学ぶ、地域と結ぶ：「岩手の‘大地’と‘人’と共に」というスローガンに立って、地域に学び、地域と結ぶという観点から開設された「知財ワークショップ」も、他大学には無い岩手大学の知財教育の大きな特色です。2年目を迎えて、「知財ワークショップ」も形が整ってきました。環境を柱に地域興しに取り組む葛巻町、トネーゼをシンボルに特許や商標を活用した地域興しを行う遠野市。前年の記録を翌年に継承して、学ぶ内容やスキルをより明確にしていって、かつ少しずつ進化していくような科目となれば、岩手大学の目玉科目になると思います。この地域に学び、地域と結ぶというコンセプトは、来年1月17日開催予定のフォーラムでも基調となります。

専門教育の中で：教育学部の知財教育コースも本年度開講となり、様々な成果が得られました。工農向けの特許法特講も受講生が増えました。人社での商標法や知財法の講義も定着しました。1年次から専門まで、学部の特性を活かした全学的知財教育は、形になってきました。GPの最終年である来年度には、この充実が課題となります。

東北の地は、大学を含めて知財はまだまだ啓蒙段階です。多忙化している教員の間に、知財への関心を喚起していくのも困難さがあります。しかし、授業科目の開設により、学生の間には、初歩的とはいえ少しずつ知財の知識が普及していっています。学生の間には知財マインドが広がって、それが教職員に刺激を与える日も遠くはないと考えています。



現代GP活動予定

11月12日～14日

- ・全学共通教育科目「情報基礎」の1コマにて「著作権と情報」開講
講師：ACCS(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・全学共通教育科目「市民生活と法」の1コマにて「特許交渉と紛争の現場」開講
講師：臼井昭彦(元カシオ計算機知財部長)

現代GP活動記録

10月15日 16:30～19:30

知的財産権特別講義
講師：富沢知成弁理士

岩手大学知的財産教育実行委員会

〒020-8550
岩手県盛岡市上田三丁目18番34号

知財教育推進部事務局

電話 019(621)6749
FAX 019(621)6749
Email: chizai@iwate-u.ac.jp

ホームページもご覧ください。
<http://chizai.iwate-u.ac.jp>

岩手の“大地”と“人”とともに

未知の領域＝知的財産教育 その1



教育学部では、平成19年度より新たに、「総合演習」のなかに「知財教育コース」を開講させた。初年度ということもあり、担当教員は授業作りに苦心しながらも、時間をかけて準備を進め、受講学生はみな知財教育の意義深さを学び取った様子である。知財ニュースレターでは、教育学部の「知財教育コース」を担当された先生方に、今月号では〔授業の概要〕を、来月号では〔学生の感想〕および〔授業の反省点〕を報告していただく。

〔授業の概要〕

「今まで自分の中で未知の領域だった知的財産という分野を勉強することができて、とても良い機会だった。」これが多くの学生の感想である。

教育学部では現代GP〔各学部の特性を生かした全学的な知的財産教育〕プロジェクトの一環として、総合演習の中に「知的財産教育コース」を開講した。世間でもあまり理解されていない「知的財産」を教育できる人材を養成することが目標である。

授業は1) 弁理士による知的財産権の講義、2) 特許所有者の経験談、3) 知的財産教育についての実践例研究、4) 授業案の作成、5) 模擬授業、という内容と流れで行なった。

最初、知的財産とは何か、なぜ保護される必要があるのか、知的財産を保護するメリットなどを弁理士の講義によって学んだ。次に、特許所有者の経験談から、身近に特許所有者がおり、その特許が実際に利用され、実用化している例や実用化に至らない特許がたくさんあること、誰かにとって便利になることを粘り強く考えることが、特許に繋がること、などを学んだ。

学生は、ここで学んだ「知的財産とは何か」、「知的財産はどのように創造されるか」、「創造した知的財産はどのように保護されるか」、「保護されている知的財産はどのように活用されるか」を授業の中で展開することになる。

最後は学生が知的財産教育の実践例について、授業科目のどの項目で知的財産教育をしているかを調べ、各実践例を検討し、実践例を参考に4班に分かれて授業案を作成した。各班の授業案を全体で検討し、班毎に模擬授業を行なった。



学生は模擬授業を成功させるために、よく調べ、授業内容を何度も検討し、授業の練習をするなど、班の全員が協力して準備を進めていた。また、模擬授業もそれなりにまとまっており、資料の作成にも多くの工夫が見られた。

今回の授業は学生のほぼ全員が知的財産についての知識がなく、指導している側も研究を始めたばかりという点で、学生には戸惑いもあったようであるが、初めての授業としては成功とってよいと思う。

(担当：教授 教育学部専任 田中 稔
准教授 教育学部専任 梶原昌五
准教授 教育学部専任 田中隆充)